

さいたま市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

令和8年 3 月 31 日

さいたま市長

清水 勇人

さいたま市規則第67号

さいたま市消防団員服制規則の一部を改正する規則

さいたま市消防団員服制規則（平成13年さいたま市規則第248号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
男性消防団員服制				男性消防団員服制			
品名	区分	適用		品名	区分	適用	
[略]				[略]			
冬制服	[略]			冬制服	[略]		
	ズボン	[略]			ズボン	[略]	
	ベルト	色及び地質	紺色の合成繊維の織物とする。			ベルト	色及び地質
製式		一端にほつれ止めの金具を付けたローラーバックル付きとする。バックルは、消防団章を打ち出した金属製前金具とする。	製式	冬制服のベルトと同様とする。			
夏制服	上衣	[略]		夏制服	上衣	[略]	
		襟章	冬制服の襟章と同様とする。			襟章	冬制服の襟章と同様とする。
	ズボン	[略]			ズボン	[略]	
ベルト	色及び地質	冬制服のベルトと同様とする。	ベルト	色及び地質		冬制服のベルトと同様とする。	
	製式	冬制服のベルトと同様とする。		製式	冬制服のベルトと同様とする。		
活動服	上衣	色及び地質	<u>主生地をブルー、副生地をオレンジとし、ストレッチツイルとする。</u>	作業服	上衣	色及び地質	<u>紺色の綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物とする。</u>
		製	[略]			製	[略]

	式	前面	<p>前立ては比翼付きとし、<u>面ファスナーを3箇所縫い付ける。</u>  <u>胸部左右に副生地を使用したポケットを付ける。</u>  <u>ポケットは、角取型雨蓋付きとし、面ファスナー止めとする。</u>  <u>胸部左ポケットの上部に「さいたま市消防団」と刺しゅうし、左胸雨蓋付根、上部に「姓」を刺しゅうした名札を面ファスナーで付ける。</u>  <u>階級章台を右胸雨蓋付根、中央部に上に面ファスナーで付ける。</u>  <u>左右両肩に肩章を付ける。</u>  <u>形状は、図のとおりとする。</u></p>
		袖	<p><u>長袖とする。</u>  <u>ピンロック式ファスナーとし、水かき付きとする。</u></p>
	ズボン	<p>[略]</p> <p>製式 <u>長ズボンとし、両ももに各2個及び左右後方に各1個のポケットを付ける。</u>  <u>表裏副生地の雨蓋を縫い付け、ポケットは中央に面ファスナーを縫い付ける。</u>  <u>形状は、図のとおりとする。</u></p>	
	ベルト	<p>色及び地質 <u>オレンジ色の合成繊維の織物とする。</u></p> <p>製式 <u>冬制服と同様とする。</u></p>	
防寒衣	[略]		

	式	前面	<p><u>径15ミリメートルの地質に似た色のボタン5個を1行に付ける。</u>  <u>胸部左右にふたのあるポケット各1個を付ける。</u></p> <p>胸部左ポケットの上部に「さいたま市消防団」と表示し、「姓」を刺しゅうした名札をマジックテープで付ける。</p> <p>左右両肩に肩章を付ける。  形状は、図のとおりとする。</p>
		そで	<p><u>長そでとする。</u>  <u>ボタンは、径15ミリメートルの地質に似た色のものとする。</u></p>
	ズボン	<p>[略]</p> <p>製式 <u>長ズボンとし、両ももに各2個及び左右後方に各1個のポケットを付ける。</u>  <u>両もものポケットのうち1個は、ふた付きアウトポケットとする。</u></p> <p>形状は、図のとおりとする。</p>	
	防寒衣	[略]	
	ベルト	<p>色及び地質 <u>紺色の綿織物又は合成繊維の織物とする。</u></p> <p>製式 <u>一端にほつれ止めの金具を付けたローラーバックル付きとする。</u>  <u>バックルは、消防団章を打ち出した金属製前</u></p>	

[略]		
雨衣	上衣	[略]
		<p>製式</p> <p>襟は立ち襟式とし、<u>外側前立て、後ろ水切りを付ける。</u></p> <p>ポケットは、<u>前身頃左下部に1個</u>として、ふたを付ける。 フードは立襟式フードで着脱可能なものとする。</p> <p>左胸部にシルバー反射文字で「<u>さいたま市消防団</u>」の文字及び消防団き章をプリントする。</p> <p>背部にシルバー反射文字で「<u>さいたま市消防団</u>」及び「<u>Volunteer Fire Corps</u>」と表示する。</p> <p>形状は、<u>図のとおりとする。</u></p>
[略]		
[略]		
保安帽	帽	[略]
		<p>周章</p> <p>帽の腰まわり（「さいたま市消防団」の文字の部分を除く。）に幅1センチメートルの青色反射線1条を付ける。 <u>団長及び副団長の形状及び寸法は図のとおりとする。</u></p>
防火帽	帽	<p>色及び地質</p> <p>材質はFRPとし、<u>表面塗装は銀メタリックのウレタン表面塗装とする。</u> <u>副団長の表面塗装は、ガンメタリックとする。</u></p>
		<p>[略]</p> <p>製式</p> <p><u>セミジェットかぶと</u>とし、帽の前面には顔面保護板を設け、内部に頭部の振動を防ぐ装置をつける。前後部にひさしを付け、あごひ</p>

金具とする。		
[略]		
雨衣	上衣	[略]
		<p>製式</p> <p><u>立ち襟とし、前面の開閉はファスナーとし、ドットボタン5個を付ける。</u></p> <p>ポケットは、<u>腰部左右に各1個</u>として、ふたを付ける。 <u>えり部に取り外し可能な鼻おおいずきんを付ける。</u></p> <p>左胸部に反射蛍光塗料で「<u>V. F. C Saitama City</u>」の文字及び消防団き章をプリントする。 背部に<u>反射テープ</u>を付け、「<u>V. F. C Saitama City</u>」と表示する。</p> <p>形状は、<u>図のとおりとする。</u></p>
[略]		
[略]		
保安帽	帽	[略]
		<p>周章</p> <p>帽の腰まわり（「さいたま市消防団」の文字の部分を除く。）に幅1センチメートルの青色反射線1条を付ける。</p>
防火帽	帽	<p>色及び地質</p> <p><u>銀色の強化合成樹脂又は堅ろうな材質とする。</u></p>
		<p>[略]</p> <p>製式</p> <p><u>かぶと</u>とし、帽の前面には顔面保護板を設け、内部に頭部の振動を防ぐ装置をつける。前後部にひさしを付け、あごひもは、合成繊維</p>

		<p>もは、合成繊維とする。 帽の両側面に「さいたま市消防団」の黒色の文字を左横書きに1行で表示する。 後ひさしに環状の掛け金具を付ける。 後部に所属名を入れる。</p>
	周章	<p>帽の腰まわり（「さいたま市消防団」の文字の部分を除く。）に幅1センチメートルの<u>白色</u>線1条を付ける。 <u>副団長の形状および寸法は保安帽と同様する。</u></p>

[略]

防火服	製式	[略]
		<p>前面</p> <p>折えり、立ちえり兼用型とする。 ラグランそでとし、肩部に緩衝材を入れる。</p> <p>腰部に安全帯を付ける。 前合せは、ファスナー及びマジックテープとする。 左右側方に各1個のふた付きポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。</p>
		[略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

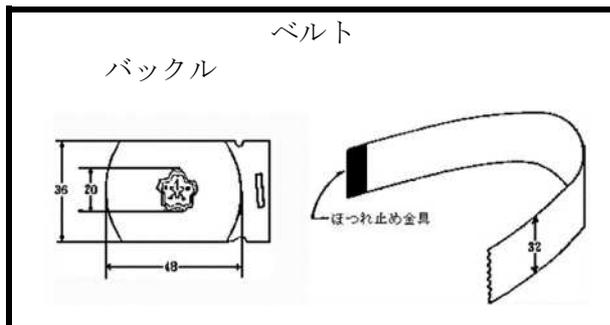
[略]

冬制服

[略]

ズボン

[略]



袖章

[略]

		<p>とする。 帽の両側面に「さいたま市消防団」の黒色の文字を左横書きに1行で表示する。 後ひさしに環状の掛け金具を付ける。 後部に所属名を入れる。</p>
	周章	<p>帽の腰まわり（「さいたま市消防団」の文字の部分を除く。）に幅1センチメートルの<u>黒色</u>線1条を付ける。</p>

[略]

防火服	製式	[略]
		<p>前面</p> <p>折えり、立ちえり兼用型とする。 ラグランそでとし、<u>肩部及び肘部</u>に緩衝材を入れる。 腰部に安全帯を付ける。 前合せは、ファスナー及びマジックテープとする。 左右側方に各1個のふた付きポケットを付ける。 形状は、図のとおりとする。</p>
		[略]

図（数字は、寸法を示し、その単位は、ミリメートルとする。）

[略]

冬制服

[略]

ズボン

[略]

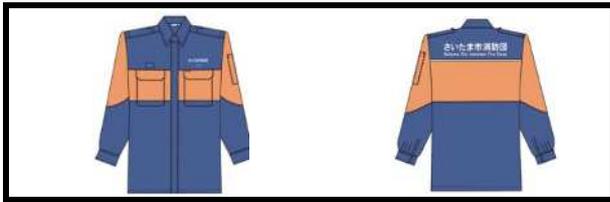
袖章

[略]

活動服

前面

後面



ズボン



[略]

防寒衣

[略]

雨衣

前面

後面



[略]

保安帽

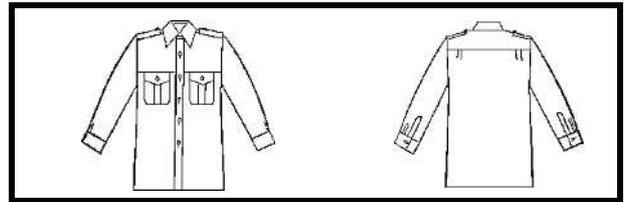
[略]

周章

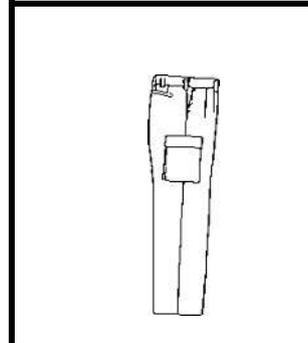
作業服

前面

後面



ズボン



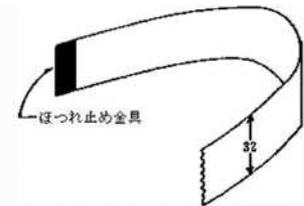
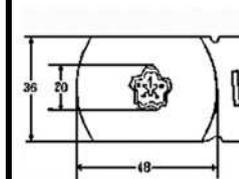
[略]

防寒衣

[略]

ベルト

バックル

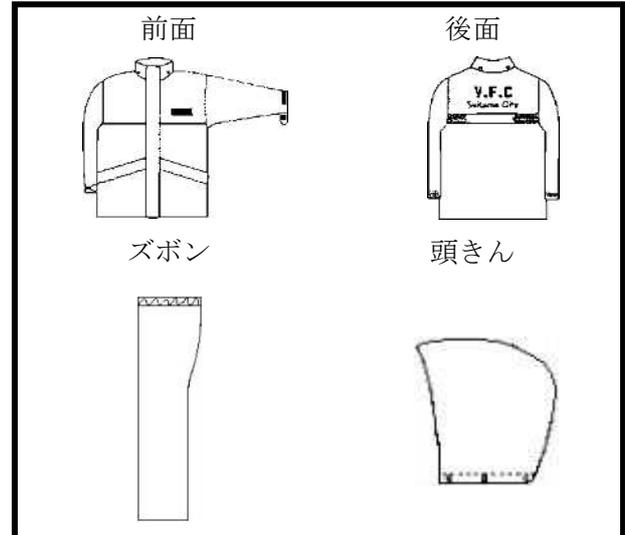


[略]

雨衣

前面

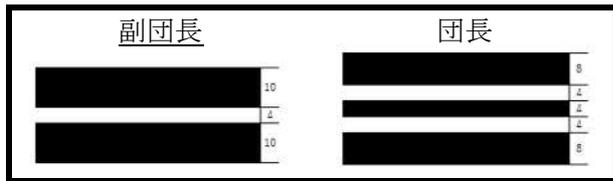
後面



[略]

保安帽

[略]



防火帽



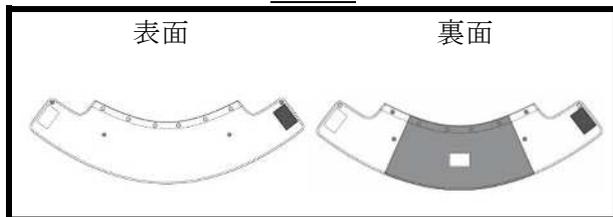
き章



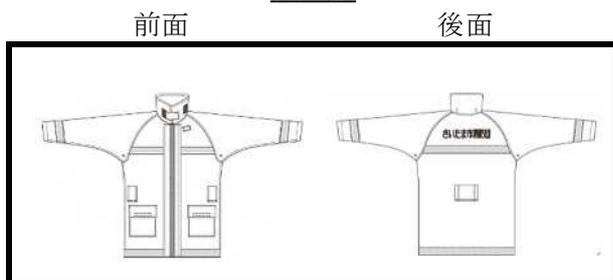
所属名  
防火帽後部



しころ



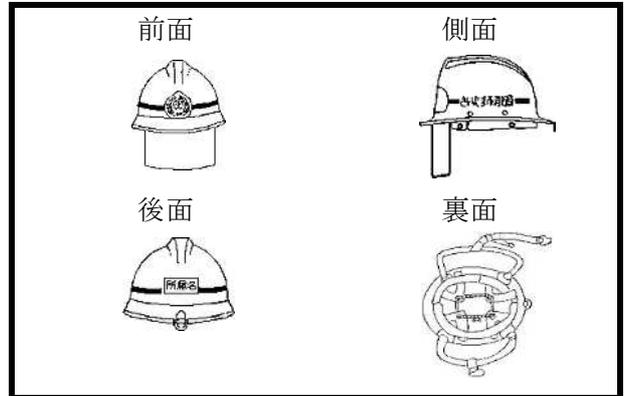
防火服



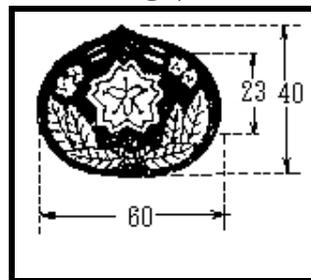
別表第2 (第2条関係)

女性消防団員服制

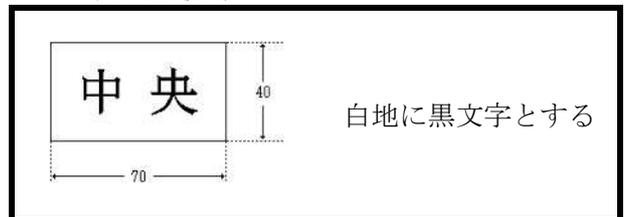
防火帽



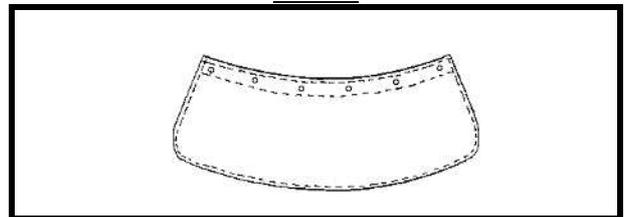
き章



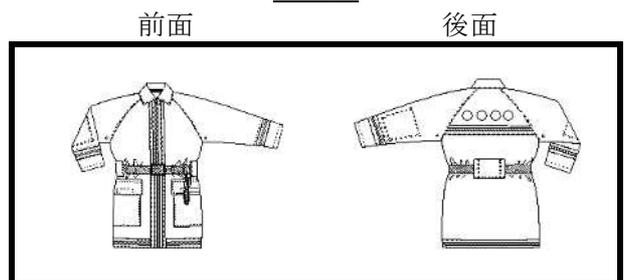
所属名  
防火帽後部



しころ



防火服



別表第2 (第2条関係)

女性消防団員服制

品名	区分	摘要	
冬制帽	[略]		
	周章	帽の腰まわりには、幅30mmの黒色ななこべりを縫い付ける。 副分団長以上には、平しま織金線を付ける。 形状及び寸法は、別表第1の冬制帽と同様とする。	
	製式	[略]	
夏制帽	[略]		
	周章	冬制帽と同様とする。	
[略]			
冬制服	上衣	[略]	
		製式	[略]
	袖章	表半面に1条ないし3条の銀色しま織線をまとう。 形状及び寸法は別表第1の冬制服袖章と同様とする。	
	[略]	[略]	
[略]			
活動服	上衣	色及び地質	別表第1の活動服と同様とする。
		製式	
	ズボン	色及び地質	
		製式	
	ベルト	色及び地質	
		製式	
[略]			
防火長靴	製式	別表第1の防火長靴と同様とする。	
[略]			
安全靴	[略]		
雨衣	上衣	色及び地質	別表第1の雨衣と同様とする。
		製式	
	下	色及び	

品名	区分	摘要	
冬制帽	[略]		
	製式	[略]	
夏制帽	[略]		
[略]			
冬制服	上衣	[略]	
		製式	[略]
	袖章	二枚袖、外袖の袖口は銀モールをたたき付ける。	
	[略]	[略]	
[略]			
作業服	上衣	色及び地質	別表第1の作業服と同様とする。
		製式	
	ズボン	色及び地質	
		製式	
[略]			
ベルト	色及び地質	紺色の綿織物又は合成繊維の織物とする。	
	製式	別表第1のベルトと同様とする。	
[略]			
安全靴	[略]		

	衣	地質			
		製式			
[略]					
保安帽		[略]			
防火帽	帽	色及び地質	別表第1の防火帽と同様とする。		
		き章			
		製式			
		周章			
防火服	製式	色及び地質	別表第1の防火服と同様とする。		
		前面			
		後面			
[略]					

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用しているこの規則による改正前のさいたま市消防団員服制規則の規定に基づく制帽、雨衣、防火帽、防火服、については、この規則による改正後のさいたま市消防団員服制規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。